|  |  |
| --- | --- |
| 計画作成年度 | 令和５年度 |
| 計画主体 | 内子町 |

内子町鳥獣被害防止計画

　　　　　 　　＜連絡先＞

　　　　　　 　　担当部署名　　内子町農林振興課

所在地　　愛媛県喜多郡内子町内子１５１５番地

　　　　　　　 　電話番号　　０８９３－４４－２１２３

ＦＡＸ番号　 ０８９３－４４－６１３６　 　　　　　　　　メールアドレス　　sangyoshinko-s@town.uchiko.ehime.jp

１．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

|  |  |
| --- | --- |
| 対 象 鳥 獣 | イノシシ、タヌキ、ハクビシン、ニホンザル、  カラス類、ニホンジカ、アナグマ |
| 計 画 期 間 | 令和６年度～令和８年度 |
| 対 象 地 域 | 内子町全域 |

２．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１）被害の現状（令和４年度）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 鳥獣の種類 | 被　害　の　現　状 | |
| 品　　目 | 被　害　数　値 |
| イノシシ | 水稲  果樹 | 1,008千円　 　3.3ha  8,010千円 　 3.7ha |
| タヌキ  ハクビシン  アナグマ | 果樹 | 5,514千円　 0.6ha |
| カラス類 | 果樹 | 4,062千円　 　1.3ha |
| ニホンザル  ニホンジカ | 野　　菜  イ モ 類 | 不明 |

（２）被害の傾向

|  |  |
| --- | --- |
| イノシシ | 防護柵の整備が進んだ地域においては被害が減少しているが、依然として町内全域で甚大な被害があり、農作物への被害は年間を通して報告されている。農業従事者の高齢化・後継者不足による耕作放棄地の増加に伴い被害の発生地域が拡大していると考えられる。  また、被害は人家周辺、住宅街周辺にまで及んでおり、獣が近寄りにくい環境整備等の対策が必要となっている。 |
| タヌキ  ハクビシン  アナグマ | 町内全域において主に果樹園を中心に食害の被害が発生している。イノシシと同様に年間を通じて被害があり、町内特産の梨や桃、柿、栗で食害が発生しており、農家の生産意欲を減退させている。 |
| カラス類 | 町内全域において主に果樹園を中心に、収穫時期において食害による被害が多く発生している。  有害捕獲のほか、防護ネットの導入等の対策を講じているが、被害は高止まりの傾向にあり今後も対策が必要である。 |
| ニホンザル  ニホンジカ | 近年、町内の各所から目撃情報が寄せられており、農地を荒らす被害が発生しており、自家消費野菜類などの被害が発生している。ニホンジカについては捕獲頭数が増えている。  　今後、被害の拡大が懸念される。 |

（３）被害の軽減目標

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 指　　標 | 現状値（令和４年度） | | 目標値（令和８年度） | | |
| 被害金額 | 被害面積 | 被害金額 | | 被害面積 |
| イノシシ | 9,018千円 | 7.0ha | 8,116千円 | | 6.3ha |
| タヌキ  ハクビシン  アナグマ | 5,514千円 | 0.6ha | 4,963千円 | | 0.5ha |
| カラス類 | 4,062千円 | 1.3ha | 3,656千円 | | 1.2ha |
| ニホンザル  ニホンジカ | 不明 | 不明 | 自家消費野菜類等への被害の拡大防止に努める。 | | |
| 合計 | 18,594千円 | 8.9ha | 16,735千円 | 8.0ha | |

（４）従来講じてきた被害防止対策

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 従来講じてきた被害防止対策 | 課　　題 |
|  | 令和３年度  ・有害鳥獣捕獲奨励金交付事業  　　事業費　15,689千円  　　（県3,048千円,町12,641千円）  ・鳥獣被害防止総合対策事業緊急捕獲活動支援事業  　　事業費:6,330千円(国全額補助)  (捕獲実績)  ・イノシシ 1,707頭  ・タヌキ 390頭  ・ハクビシン 262頭  ・アナグマ　　 84頭  ・カラス類 26羽  ・ニホンジカ　　　 30頭  ・鳥獣被害防止総合対策事業推進事業  　 実施区域：内子町全域  　 事業費：516千円(国1/2、町1/2)  　 事業内容：狩猟免許取得費補助(５名)、 イノシシ用箱わな13基の整備  令和４年度  ・有害鳥獣捕獲奨励金交付事業  　　事業費　20,303千円  　　（県4,327千円,町15,976千円）  ・鳥獣被害防止総合対策事業緊急捕獲活動支援事業  　　事業費:5,797千円(国全額補助)  (捕獲実績)  ・イノシシ 2136頭  ・タヌキ 544頭  ・ハクビシン 298頭  ・アナグマ　　 227頭  ・カラス類 14羽  ・ニホンジカ　　　43頭  ・鳥獣被害防止総合対策事業推進事業  　 実施区域：内子町全域  　 事業費：385千円(国1/2,町1/2)  　 事業内容：イノシシ用箱わな10基の整備 | 被害が懸念されるイノシシ・ニホンジカ・ニホンザル、タヌキ、ハクビシン、アナグマについて、１年中有害捕獲を行うことができるようにしている。特に、ハクビシン等による果樹被害や住宅への侵入被害などが増えてきている。  近年はわな猟免許の取得者が増加し、箱わなの捕獲を推進してきたことにより、わなによる捕獲圧を強化したこともイノシシ捕獲数増加に繋がっていると思われる。  　しかしながら、依然としてイノシシ等による有害鳥獣の被害は町内の至る所で発生している。さらなる捕獲を推進し個体数減少を目指していくともに、農作物等に直接被害を及ぼしている有害鳥獣を捕獲するための技術や知識を習得して効率的かつ効果的な捕獲を追求していく。また、ICTを活用した効率的な捕獲方法を引き続き実証していく。  捕獲隊員の高齢化や銃猟免許所持者の減少の傾向がみられる。引き続き農林業従事者を中心に免許取得の促進を図っていく必要がある。 |
| 捕獲等に関する取組 | 令和５年度（令和５年10月末現在）  ・有害鳥獣捕獲奨励金交付事業  　　事業費　5,808千円  　　（県4,053千円,町1,755千円）  ・鳥獣被害防止総合対策事業緊急捕獲活動支援事業  　　事業費:2,406千円(国全額補助)  (捕獲実績)  ・イノシシ 421頭  ・タヌキ 107頭  ・ハクビシン 137頭  ・アナグマ　　 68頭  ・カラス類 　 10羽  ・ニホンジカ　　 21頭  ・鳥獣被害防止総合対策事業推進事業  　 実施区域：内子町全域  　 事業費：548千円(国1/2、町1/2)  　 事業内容：イノシシ用箱わな12基の整備 |  |
| 防護柵の設置等に関する取組 | 令和３年度  ・有害鳥獣農林地等侵入防止施設  　整備事業（町単）  　　実施区域:内子町全域  　　事業費: 11,544千円  　　補助金: 5,731千円  　　事業内容:電気牧柵等40,095ｍ  ・鳥獣被害防止総合対策事業整備事業  　　実施区域：内子町五百木  　　事業費：4,169千円(国全額補助)  　　事業内容：ﾜｲﾔｰﾒｯｼｭ4,950ｍ  令和４年度  ・有害鳥獣農林地等侵入防止施設  　整備事業（町単）  　　実施区域:内子町全域  　　総事業費: 10,354千円  　　補助金　: 5,135千円  　　事業内容:電気牧柵等27,684ｍ    令和５年度（令和５年10月末現在）  ・有害鳥獣農林地等侵入防止施設  　整備事業（町単）  　　実施区域:内子町全域  　　総事業費: 8,208千円  　　補助金　: 3,729千円  　　事業内容:電気牧柵等21,692ｍ | 町単独補助事業、国補事業による防護柵設置を実施している。町単独補助事業については要件を緩和し、また国補事業については積極的に実施し、設置距離の拡大に努めてきた。  防護柵を設置した箇所については一定の効果が上がるとともに、特に集落ぐるみで設置した箇所は、対策を行う体制も整った。  また、使用方法の誤りや設置方法を十分に理解していないことによりイノシシ等に侵入され被害に遭っている農地もある。  　被害対策を周知していくともに、地域や集落内で連携して対策を行うことを推奨し、より広域的に農地を守っていく必要がある。 |
| 生息環境管理その他の取り組み |  |  |

（５）今後の取組方針

|  |
| --- |
| 捕獲については、猟友会員の高齢化等による捕獲圧の低下を考え、引き続き農業従事者による狩猟免許取得を奨励して、自ら対策を講じる事ができる農業者の育成に努め、猟友会と連携した捕獲体制の維持・強化を図っていくとともに、効率的な捕獲・被害軽減を図るためICTを使用した捕獲を実証していく。予察計画に基づき年間を通じて捕獲を実施し個体数の減少及び被害軽減に繋げていく。  防除対策については引き続き補助事業を通じて防護柵の設置を推進していくともに、正しい被害対策の普及と地域ぐるみ防除対策を推奨し有害鳥獣を近づけない環境の整備を図っていく。  被害の拡大が懸念されるニホンジカ、ニホンザルについては、引き続き目撃情報や被害状況などできる限り情報収集に努め、早期の被害対策が実施できるようにする。 |

３．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

|  |
| --- |
| 猟友会が、農作物等に被害を受けた地域住民や自治会等から依頼を受けて、有害鳥獣の捕獲を実施する体制を継続するとともに、農業者等を中心とした地域住民による捕獲活動が実施できるよう、狩猟免許の取得促進や捕獲技術の向上を目的とした研修を猟友会と連携を図りながら実施していく。 |

（２）その他捕獲に関する取組

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
| Ｒ６年度  ～  Ｒ８年度 | イノシシ  タヌキ  ハクビシン  アナグマ  カラス類  ニホンザル  ニホンジカ | 協議会、猟友会と地域住民が連携し、効果的に被害が減少するよう一体となった捕獲体制を構築する。さらには、新たな狩猟免許取得者を確保するために制度の周知や研修等を実施していく。  　また、ICT機材を活用し、効率的な捕獲の方法を追求していく。  　農業者等による罠の見回り等、捕獲者の負担を減らすため、捕獲活動サポート体制の構築を検討していく。 |

（３）対象鳥獣の捕獲計画

|  |
| --- |
| 捕獲計画数等の設定の考え方 |
| 第13次鳥獣保護管理事業計画、第５次愛媛県イノシシ適正管理計画、第４次愛媛県ニホンジカ適正管理計画及び第２次愛媛県ニホンザル適正管理計画の管理の目標を踏まえ、近年の有害鳥獣捕獲で捕獲した頭数を基準とし、被害状況を配慮して捕獲数を設定する。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象鳥獣 | 捕　獲　計　画　数　等 | | |
| 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| イノシシ | 2,000 頭 | 2,000 頭 | 2,000 頭 |
| タヌキ | 500 頭 | 500 頭 | 500 頭 |
| ハクビシン | 300 頭 | 300 頭 | 300 頭 |
| アナグマ | 300 頭 | 300 頭 | 300 頭 |
| カラス類 | 100 羽 | 100 羽 | 100 羽 |
| ニホンザル | 3 頭 | 3 頭 | 3 頭 |
| ニホンジカ | 50 頭 | 50 頭 | 50 頭 |

|  |  |
| --- | --- |
| 捕獲等の取組内容 | |
| イノシシ | 町内全域において、通年被害が発生しているため、銃器、箱わな・くくりわなを用いて、年間を通して捕獲を実施する。  猟友会と連携して、安全性が高く効率的な箱わなやくくりわなでの捕獲を推奨していく。 |
| タヌキ  ハクビシン  アナグマ | 町内全域において、銃器、小型箱わなを用いて、年間を通して捕獲を実施する。  猟友会と連携して、安全性が高く効率的な小型箱わなでの捕獲を推奨していく。 |
| カラス類 | 町内全域において、銃器を用いて、原則として、猟期以外の被害発生時に捕獲を実施する。 |
| ニホンザル | 町内全域において、目撃情報が増加していることから、銃器、箱わなを用いて、年間を通して被害防止のために捕獲を実施できる体制をとる。  猟友会と連携して、安全性が高く効率的な箱わなでの捕獲を推奨していく。 |
| ニホンジカ | 町内全域において、目撃情報が増加していることから、銃器、箱わな・くくりわなを用いて、年間を通して被害防止のために捕獲を実施できる体制を取る。  猟友会と連携して、安全性が高く効率的な捕獲方法を推奨していく。 |

|  |
| --- |
| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 |
|  |

（４）許可権限委譲事項

|  |  |
| --- | --- |
| 対象地域 | 対象鳥獣 |
|  |  |

４．防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象鳥獣 | 整備内容 | | |
| 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| イノシシ  タヌキ  ハクビシン  アナグマ  ニホンジカ | 電気柵・ワイヤーメッシュ柵  35,000m | 電気柵・ワイヤーメッシュ柵  35,000m | 電気柵・ワイヤーメッシュ柵  35,000m |

（２）侵入防止柵の管理等に関する取組

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象鳥獣 | 取組内容 | | |
| 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| イノシシ  タヌキ  ハクビシン  アナグマ  ニホンジカ | ワイヤーメッシュ柵の管理は地元住民に委託しており、管理状況などを確認しつつ、要望があれば対策を実施する。 | ワイヤーメッシュ柵の管理は地元住民に委託しており、管理状況などを確認しつつ、要望があれば対策を実施する。 | ワイヤーメッシュ柵の管理は地元住民に委託しており、管理状況などを確認しつつ、要望があれば対策を実施する。 |

５．生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
| Ｒ６年度  ～  Ｒ８年度 | イノシシ  タヌキ  ハクビシン  アナグマ  ニホンジカ | 地域住民に鳥獣害防止対策に関する知識を広く習得してもらうために、自治会や地域・集落等の組織と連携して、研修会等を実施し、捕獲だけでなく有害鳥獣が近寄らない環境作りの整備に取り組んでいく。 |

６．対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

|  |  |
| --- | --- |
| 関係機関等の名称 | 役割 |
| 関係機関等の名称 | 役割 |
| 大洲警察署 | 住民退避、交通規制等 |
| 内山猟友会 | 有害鳥獣の捕獲等 |
| 八幡浜支局  肱川流域林業振興課 | 被害防止対策の指導等 |
| 内子町 | 関係機関との連絡調整、有害鳥獣の捕獲依頼等 |

（２）緊急時の連絡体制

|  |
| --- |
| 連絡調整・情報提供  連絡調整・情報提供  林業振興課  大洲警察署  内子町  通報・情報提供  指導・情報提供  連絡調整・情報提供  連絡調整・情報提供  捕獲依頼  内山猟友会 |

７．捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

|  |
| --- |
| イノシシ、ニホンジカは、狩猟者が埋設する他、食肉として自家消費する。  　タヌキ、ハクビシン、アナグマ、ニホンザル、カラス類は埋設処分する。 |

８．捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有

効な利用に関する事項

（１）捕獲等をした鳥獣の利用方法

|  |  |
| --- | --- |
| 食品 |  |
| ペットフード |  |
| 皮革 |  |
| その他  （油脂、骨製品、角  製品、動物園等で  のと体給餌、学術  研究等） |  |

（２）処理加工施設の取組

|  |
| --- |
|  |

（３）捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

|  |
| --- |
|  |

９．被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）協議会に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 被害防止対策協議会の名称 | 内子町鳥獣害防止総合対策協議会 |
| 構成機関の名称 | 役　　　　　割 |
| 内子町農林振興課 | 協議会事務局担当、協議会に関する連絡・調整 |
| 内子町農林振興課  農村支援センター | 被害の実態把握、現地調査、被害対策指導 |
| 内山猟友会 | 有害鳥獣捕獲、技術向上指導、  狩猟免許取得の推進 |
| 愛媛たいき農業協同組合  内子支所・五十崎支所 | 被害の実態把握、現地調査、被害対策指導 |
| えひめ中央農業協同組合  南部営農支援センター小田分室 | 被害の実態把握、現地調査、被害対策指導 |
| 内子町森林組合 | 被害の実態把握、現地調査、被害防止対策の協力 |
| 愛媛県農業共済組合  伊予支所 | 被害の実態把握、現地調査、被害防止対策の協力 |

（２）関係機関に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 関係機関の名称 | 役　　　割 |
| 大洲警察署生活安全課 | 有害鳥獣捕獲時の事故防止と安全対策の協力 |
| 愛媛県南予地方局  肱川流域林業振興課 | オブザーバー  （適正な捕獲指導、被害防止対策の技術指導） |
| 愛媛県南予地方局  大洲農業指導班 | オブザーバー  （被害防止対策の技術指導） |

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

|  |
| --- |
| 平成28年４月１日に設立。町農林振興課職員のみ６名で実施隊員を構成する。当面は、有害鳥獣捕獲や被害防止対策に関する情報収集・助言を主な活動とする。  民間隊員の加入については、捕獲の担い手である猟友会の加入などを引き続き検討していく。 |

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

|  |
| --- |
|  |

10．その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

|  |
| --- |
|  |